美唄市
Bibai City

Press Release

令和２年３月４日（水）
問合せ
美唄市新型コロナウイルス感染症対策本部
電話　0126-62-3131（内 2310）
担当　保健福祉部長　高橋

新型コロナウイルス感染症対策の市民への周知について

美唄市新型コロナウイルス感染症対策本部が策定した「新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」及び「新型コロナウイルス感染症を防ぐために（市民の皆さんへのお願い）」を市民の皆さんに配布し、注意喚起と感染の防止を図ろうとするものです。

１　とき　　3月4日（水）

２　内容　　美唄市では、2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、2月27日に新型コロナウイルス感染症対策の対応方針を策定し、学校・保育所等の対応、公共施設の休館・利用制限、イベント・会議の対応等について、市として取り組む内容を定めたところです。

3月3日に開催した第7回対策本部会議で、市内小中学校の3月17日までの臨時休業、3月5日から幼稚園や放課後児童施設の再開などを決定し、方針内容の変更を行ったことから、その内容について、町内会等を通じて市民の皆さんに配布、お知らせするとともに、市内公共施設やコンビニエンスストアなどにも配置することといたしました。

つきましては、市民の皆さんへの注意喚起と感染防止が図られるよう記事の掲載についてよろしくお取り計らい願います。

３　その他　別紙　配布資料

新型コロナウイルスを防ぐには
市民の皆さんへのお願い

令和２年３月3日　美唄市

新型コロナウイルスの感染予防について、いま私たちにできることをお知らせします。
つぎのことに注意してください。

1．不要不急の旅行等は控えること
2．混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では必ずマスクを着用すること
3．発熱や風邪症状があるときには、仕事や学校を休むこと
4．咳やくしゃみが出るときには、マスクやティッシュ、袖などを使って、口や鼻を抑えること（咳エチケット）
5．常日頃から、しっかりと手洗い（あればアルコール製剤による手指消毒）を心がけること
6．部屋の温度・湿度を保つこと

こちらから、新型コロナウイルスに関する厚生労働省のQ&Aを見ることができます。

＜熱、せき、のどが痛いなどの症状がある場合＞

新型コロナウイルス感染症も、初期の治療は一般の風邪と同様の対症療法となります。体調がすぐれない時は、早めに薬を飲んで、しっかりと休養を取るなどの対処をして、いつもの風邪よりも、発熱やのどの痛み、せき（1 週間以上）、強いだるさ（倦怠感）が長く続く場合には、医療機関を受診してください。高齢者や基礎疾患がある方は早めの受診が必要です。

【お問い合わせ先】

美唄市民の皆さんの健康に関する相談は、美唄市保健センターで受け付けています。
また、市のホームページや保健センターのFacebookからも情報発信しています。

◆美唄市保健センター　℡0126-62-1173　（平日 8:45～17:15）

こんな時はこちらへご相談ください

- 風邪の症状や37.5℃以上の熱が４日以上続いている　・強いだるさや息苦しさがある
- 高齢者や基礎疾患のある方は、上の状態が２日程度続く場合
  - 平 日　8:45～17:30　　◇岩見沢保健所　℡0126-20-0100
  - 曜日に関わらず24時間対応　◇道庁地域保健課　℡011-204-5020

・裏面の「美唄市新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」もご覧ください。
学校・保育所等の対応、公共施設の休館・利用制限、イベント・会議の対応等について記載しています。

美唄市新型コロナウイルス感染症対策の対応方針

令和２年３月３日

美唄市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策の対応方針を以下のとおりとします。

１．イベント・会議　当面は３月31日(火)までの対応とします。

（１）市主催のイベント
　　〇屋内イベント（大規模、食事を提供するものは原則延期・中止）
　　〇屋外イベント（食事を提供するものは原則延期・中止）
　　〇卒業式・式典（日程変更困難なものは感染症対策を徹底）
　　〇その他（十分な感染症対策が講じられない場合は延期・中止）
　　※実施する場合は、消毒液設置など感染症対策を徹底します。

（２）市主催の会議
　　〇可能なものは延期、規模等の見直を行います。

２．公共施設の利用

（１）感染症が発生した施設は休館となります。

（２）社会教育施設（安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄、南美唄コミュニティーセンター、市民会館・公民館、図書館、温水プール、総合体育館、体育センター、弓道場）については、３月17日(火)まで０歳から中学生までのお子さんの利用ができません。

（３）学校開放は、４月６日(月)まで休止します。

（４）総合福祉センターは、３月11日(水)まで休館します。（社協の事務・介護サービス事業等は行います。）

（５）子育て支援センターは、子育ての広場・てらん広場が、３月11日(水)まで利用できません。(窓口業務は行います。)

（６）市立美唄病院及び恵風園・恵祥園は、当面、面会を見合わせていただきます。

（７）トマーレびばいは、３月17日(火)まで利用できません。

３．市立小中学校・幼稚園

（１）小中学校は、３月17日(火)まで臨時休業とします。
　　ただし、幼稚園は、３月５日(木)から再開します。

（２）臨時休業の期間については、必要に応じて見直します。

４．放課後児童施設・児童館

（１）放課後児童施設は、３月５日(木)から再開します。開設時間は、7：45～18：00となります。
　　児童館は、３月17日(火)まで休館します。

５．市立保育所

（１）感染症が発生した場合は、当該保育所は休園とします。期間については、その都度判断します。

（２）一時保育は、３月５日(木)から再開します。

６．市役所職員

（１）職員は、体温測定、手洗い・うがい等の徹底、原則マスク着用。

（２）発熱等の風邪症状が見られる場合は自宅療養、外出自粛の徹底。

※　なお、この方針は、対策本部の必要に応じて変更することとします。